

## 吹田市中小企業ホームページ等作成事業補助金交付要領

制定 令和 3 年 4 月 1 日決裁

最終改正 令和 6 年 8 月 30 日決裁

### 1 趣旨

販路開拓等を目的にホームページ及び動画の作成を行った中小企業者に対し、予算の範囲内において、中小企業ホームページ等作成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

### 2 定義

- (1) ホームページ 販路の開拓等を目的として、自らの事業の内容についての情報発信等を行うためのウェブサイトをいう。
- (2) 動画 販路の開拓等を目的として、自らの事業の内容についての情報発信等を行うための動画をいう。
- (3) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に定める中小企業者である会社及び個人。ただし、次のいずれかに該当する中小企業者は除く。
  - ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業（中小企業者以外のものであって、事業を営む者をいう。以下同じ。）が所有していること。
  - イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有していること。
  - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めていること。

### 3 補助対象者

補助の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- ア 市内に主たる事業所を有する中小企業者であること。
- イ 市町村民税の滞納（不申告を含む。）をしていないこと。
- ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第 13 項に規定する接客業務受託営業に該当する事業を営んでいないこと。

### 4 補助対象事業

- (1) 補助の対象となる事業は、別に定めるところにより登録を受けたホームページ等の作成事業者（以下「登録作成事業者」という。）に委託することにより実施する次のいずれかの事業とする。ただし、別表に掲げる事項に該当する場合は、補助対象外とする。

ア 次に掲げる項目のうち5つ以上に該当するホームページの作成を行う事業。

- (ア) スマートフォン対応をしていること。
- (イ) ウェブページが10ページ以上あること。
- (ウ) 問い合わせフォームを有すること。(外部リンクによるものを除く。)
- (エ) 採用フォーム、見積フォーム及び予約フォームのいずれかを有すること。(外部リンクによるもの及び(ウ)の問い合わせフォームを兼ねるものを除く。)
- (オ) 常時SSL/TLS化を行っていること。
- (カ) パンくずリストを設置していること。
- (キ) 外国語対応していること。(ウェブブラウザの機能によるものを除く。)
- (ク) サイト内検索機能を有すること。(ウェブブラウザの機能によるものを除く。)
- (ケ) 電子商取引サイトを活用しており、かつ自社ホームページから電子商取引サイトへのリンクを張っていること。
- (コ) ホームページ内に自社の概要及び製品のPR動画が挿入されていること。(スライドショー及びスライドショーと同等程度のフォトムービーを除く。)

イ 現に有するホームページが、ア(ア)から(コ)のうち5項目以上に該当する場合、新たに2項目以上に該当させるために改修を行う事業

ウ 自社の概要及び製品のPR動画の作成を行う事業

- (2) (1)の規定に関わらず、国、大阪府その他の公共団体又は公共的団体から補助金等を受けている事業及び受ける見込みのある事業は、補助対象としない。

## 5 補助対象経費

- (1) 補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、登録作成事業者  
に支払う、設定・取得・制作費、企画関連費、撮影関連費、編集関係費とする。
- (2) (1)の設定・取得・制作費、企画関連費、撮影関連費、編集関係費とは、打合せ費、ディレクション費、ページデザイン費、コーディング費、バナー・リンク製作費、各種ツールの初期費、ドメイン取得費、サーバー設定費、ホームページ動作確認費、ホームページ操作案内費、scriptプログラム費等をいう。
- (3) (1)の規定に関わらず、次の経費は補助対象経費としない。

ア 広告の掲載費

イ 外部電子商取引サイトへの出店費

ウ 機械装置等費

エ 資料購入費

オ 経常経費

## 6 補助金の額等

- (1) 補助金の額は、補助対象経費の総額に2分の1を乗じた額とする。ただし、1,000円

未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- (2) 200,000 円を上限とする。
- (3) 補助金の交付は、1 の事業者に対し、1 回限りとする。ただし、令和 2 年 3 月以前の交付については、回数に含めない。

## 7 手続の概要

### (1) 手続の流れ

- ア 補助金の交付申請
- イ 補助金の交付決定
- ウ 補助金の変更交付申請（交付申請の内容を変更しようとする場合のみ）
- エ 補助金の変更交付決定（変更交付申請があった場合のみ）
- オ 補助対象事業の完了報告
- カ 補助金の交付額の確定
- キ 補助金の交付請求
- ク 補助金の交付

- (2) 交付申請の日及び交付決定の日は、同一年度内でなければならない。

## 8 補助金の交付申請

- (1) 申請の時期 指定された期限まで

### (2) 提出書類

- ア 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- イ 企業概要書（様式第 2 号）
- ウ 事業計画書（様式第 3 号）
- エ 4(1)ア又は 4(1)イの場合、登録作成事業者が作成した仕様確認書（様式第 4 号）
- オ 法人の場合、履歴事項全部証明書の写し
- カ 個人の場合、直近の確定申告書及び個人事業の開業届出書の写し
- キ 直近の市町村民税の納付又は非課税を証する書類
- ク 補助対象経費の額を証する書類

## 9 補助金の交付決定

- (1) 補助金交付申請書等の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書（様式第 5 号）により申請者に通知する。
- (2) 交付決定には、補助金の交付目的を達成するため必要な条件を付することができる。

## 10 補助金の変更交付申請

- (1) 交付申請の内容を変更しようとする場合は、補助金の変更交付申請を行う。

(2) 提出書類

ア 補助金変更交付申請書（様式第 6 号）

イ 8(2)のうち、内容が変更されるもの

(3) 軽微な変更と認めるときは、補助金の変更交付申請を省略させることができる。

11 補助金の変更交付決定

(1) 補助金変更交付申請書等の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金変更交付決定通知書（様式第 7 号）により申請者に通知する。

(2) 変更交付決定には、補助金の交付目的を達成するため必要な条件を付する。

12 補助対象事業の完了報告

(1) 報告の時期 指定された期限まで

(2) 提出書類

ア 事業完了報告書（様式第 8 号）

イ 補助対象事業の実施状況が分かる資料

ウ 4(1)ア又は4(1)イの場合、登録作成事業者が作成した仕様報告書（様式第 9 号）

エ 補助対象経費の支払を証する書類

13 補助金の交付額の確定

(1) 事業完了報告書等の内容を審査の上、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第 10 号）により、報告者に通知する。

(2) 交付額の確定の通知の際に、補助金交付請求書の提出期限を通知する。

14 補助金の交付請求

(1) 請求の時期 指定された期限まで

(2) 提出書類

ア 補助金交付請求書（様式第 11 号）

イ 補助金の振込先口座の通帳の写し等

15 補助金の交付

補助金交付請求書等の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付する。

16 帳簿の整備等

補助金の交付を受けた者は、次の書類を、補助金の交付後 10 年間保管しなければならない。

ア 補助対象事業に係る支出を明らかにした帳簿

イ 当該支出についての証拠書類

17 調査

- (1) 調査の必要があると認めるときは、補助金の交付決定を受けた者に対し、補助対象事業の実施状況について、帳簿又は証拠書類等の提出を求め、調査若しくは質問をすることができる。
- (2) 補助金の交付決定を受けた者は、正当な理由がない限り、(1)の調査を拒んではならない。

18 補助金の交付決定の取消し等

- (1) 補助金の交付決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
  - ア 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
  - イ 補助金の交付決定又は、変更交付決定に付した条件に違反したとき。
  - ウ 16又は17(2)に違反したとき。
- (2) 補助金の交付決定を取り消したときは、取消しの理由を記載した補助金交付決定取消通知書により、その者に通知する。また、取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、併せて、返還すべき額及び返還期限を通知する。
- (3) 既に交付を受けた補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された者は、指定された期限までに、その返還をしなければならない。

19 施行期日

この要領は、令和6年9月1日から施行する。

別表（４(1)関係）

| 補助対象除外項目                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 備考 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| <p>(1) 人物が映る場合に、撮影対象者に事前に承諾を取れていない等肖像権、プライバシー権、パブリシティ権等の侵害を生じさせるおそれのあるもの</p> <p>(2) 著作権のあるものを利用する場合に、著作権者の許諾を得ていないもの。その他知的財産権の侵害を生じさせるおそれのあるもの</p> <p>(3) 医療広告ガイドラインその他広告規制に関する法令（指針、ガイドラインを含む）を遵守していない内容であるもの</p> <p>(4) 宗教性のあるもの</p> <p>(5) 特定の公職者（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの</p> <p>(6) 人権侵害や差別につながる内容であるもの</p> <p>(7) 特定商取引法、景品表示法、消費者契約法、大阪府消費者保護条例等、消費者関係法令に違反し、又はそれらに関するトラブルを助長する内容であるもの</p> <p>(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 11 項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第 13 項に規定する接客業務受託営業に該当する事業に関する内容であるもの</p> <p>(9) 他の商品等への批判やおとしいれる内容であるもの</p> <p>(10) 犯罪行為が含まれる又は助長する内容であるもの</p> <p>(11) (1)から(10)に関するものの他、公序良俗に反する内容を含むもの</p> |    |